

# 2.介護保険サービスを使う

## 2-1 居宅サービス

**\*\*要介護1～5の方が利用できるサービス\*\***

※居宅サービスは、在宅での介護を中心とするサービスです。必要とするサービスを組み合わせ利用することができます。

※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。

※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)

※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

### ケアプランの作成・介護サービス利用についての相談

きょ たく かい ご し えん

## 居宅介護支援(ケアプランの作成・相談)

サービスを利用するには、ケアマネジャーと相談し、希望や心身の状態に合ったケアプランを作成してもらうことが必要です。ケアマネジャーを決めることが、サービスを利用する第一歩となります。

★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで改善したい点などがあれば、ケアマネジャーに積極的に伝えてください。また、一度作成したケアプランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感じた場合は、いつでもケアマネジャーに相談してください。

自己負担 ケアプランの作成・相談 無料(全額介護保険で負担します。)

### 日常生活の支援

ほう もん かい ご

## 訪問介護(ホームヘルプサービス)



ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や調理・掃除などの生活援助を行います。

#### 〈身体介護〉

- ★食事、入浴、排泄の介助
- ★通院の介助
- ★衣服・シーツの交換 など

#### 〈生活援助〉

- ★調理・掃除・洗濯 ★生活必需品の買物 など
- ※本人や同居家族が障がいや疾病等により家事を行えない場合利用できます。

〈通院等乗降介助〉 ★通院などの際の乗車前、降車後の移動等の介助や、通院先、外出先での受診の手続きを含む介助

自己負担(1割)のめやす

身体介護 が中心	20分～30分未満	256円
	30分～1時間未満	405円
生活援助 が中心	20分～45分未満	187円
	45分以上	230円
通院等乗降介助(1回)		101円

#### 次のサービスは、対象外です。

「生活援助」は日常生活を送る上で必要な範囲に限られるため、次のようなサービスは介護保険の対象となりません。

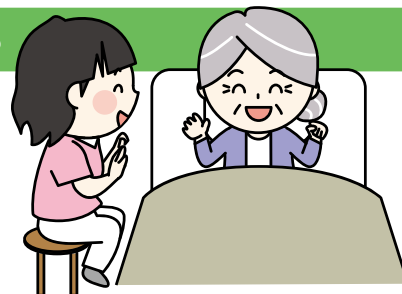
- ★本人以外の家族のための家事
- ★ペットの世話 ★草取り・花の手入れ
- ★大掃除、模様替え など

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。  
※要支援1・2の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。(P.25～26)

## 自宅を訪問してもらい入浴やリハビリを受ける

ほうもんにゆうよくかいご  
訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に自宅を訪問してもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担（1割）のめやす

1回	1,287円
----	--------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ほうもん

## 訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けます。

自己負担（1割）のめやす

1回	313円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

## お医者さんの指導のもと療養生活を送る

きょたくりょうようかんりしどう

## 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などに自宅を訪問してもらい、健康管理や薬の飲み方、食事などの指導を受けます。

自己負担（1割）のめやす ※同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合

医師の場合(月2回まで)	514円	薬局の薬剤師の場合 (月4回まで)	517円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	歯科衛生士等の場合 (月4回まで)	361円
医療機関の薬剤師の場合 (月2回まで)	565円		

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ほうもんかんご

## 訪問看護

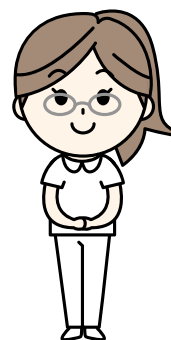
看護師などが主治医と連絡を取りながら訪問し、病状の観察や療養上のお世話を受けます。

自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から訪問する場合	20分～30分未満	407円
	30分～1時間未満	585円
訪問看護ステーションから訪問する場合	20分～30分未満	480円
	30分～1時間未満	839円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

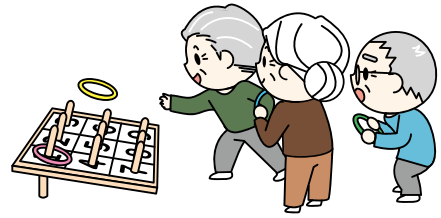
※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



## 施設に通う

### つうしょ かい ご 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター（日帰り介護施設）で、食事や入浴などの介護や機能訓練、他の利用者と一緒にレクリエーションなどを受けられます。



自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設で、7時間～8時間未満利用の場合】

要介護1	665円	要介護4	1,033円
要介護2	784円	要介護5	1,158円
要介護3	909円		

※食費・日常生活費は別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※小規模の「通所介護」は、地域密着型サービスに移行しました。（平成28年4月から。P.20）

※要支援1・2の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。（P.25～26）

### つうしょ 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、心身機能の維持回復のために日帰りでのリハビリテーションを受けられます。

自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設で、7時間～8時間未満利用の場合】

要介護1	770円	要介護4	1,227円
要介護2	913円	要介護5	1,393円
要介護3	1,057円		

※食費・日常生活費は別途負担です。※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

## 特定の施設に入所している方が利用する介護サービス

### とくてい し せつにゆうきよしや せい かつ かい ご 特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどに入所している方が、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に分かれています。

自己負担（1割）のめやす【包括型（一般型）1日につき（1日利用の場合）】

要介護1	546円	要介護4	749円
要介護2	613円	要介護5	819円
要介護3	684円		

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

## 短期間施設に泊まる

たん きにゅうしょ せい かつ かい ご

# 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす【併設型施設の場合】

要介護度	★従来型個室	★多床室	★ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	607円	607円	708円
要介護2	677円	677円	777円
要介護3	750円	750円	853円
要介護4	820円	820円	924円
要介護5	889円	889円	993円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途自己負担となります。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

たん きにゅうしょ りょうよう かい ご いりょうがた

# 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	★従来型個室	★多床室	★ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	763円	839円	845円
要介護2	811円	889円	892円
要介護3	873円	953円	957円
要介護4	927円	1,005円	1,011円
要介護5	980円	10,60円	1,064円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途自己負担となります。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



### 居室の 違い

★従来型個室：共同生活室(リビング)を併設していない個室

★多床室：定員2人以上の個室ではない居室

★ユニット型個室・ユニット型個室的多床室：共同生活室(リビング)が併設している個室

### その他のサービス

◆地域密着型サービス . . . . . P.19～

◆福祉用具貸与・購入、住宅改修 . . . . . P.23～

## 2-2 施設サービス

### ※※要介護1～5の方が利用できるサービス※※

- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

#### 生活の場と介護を提供する施設

かい ごろうじん ふく し し せつ とくべつ よう ごろうじん

### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

心身の状況等により常に介護が必要で、自宅での生活が難しい方が対象の施設です。

施設サービス計画に基づき食事・入浴・排せつなど日常生活の介護や健康管理が受けられます。

※原則として、要介護3以上の方が入所できる施設です。

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P.12下部「居室の違い」を参照ください。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	★従来型個室	★多床室	★ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	約17,430円	約17,430円	約19,860円
要介護2	約19,500円	約19,500円	約21,900円
要介護3	約21,660円	約21,660円	約24,150円
要介護4	約23,730円	約23,730円	約26,220円
要介護5	約25,770円	約25,770円	約28,260円

#### リハビリ等で自宅への生活復帰を目指す施設

かい ごろうじん ほけん し せつ

### 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーション等の医療サービスを受けることで自宅での生活復帰を目指す方が対象の施設です。

施設サービス計画に基づき医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションが受けられます。

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

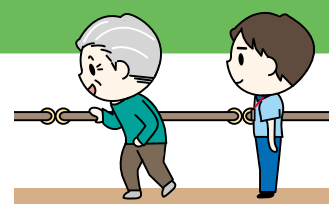
※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P.12下部「居室の違い」を参照ください。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	★従来型個室	★多床室	★ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	約21,720円	約23,970円	約24,240円
要介護2	約23,100円	約25,440円	約25,590円
要介護3	約24,990円	約27,330円	約27,480円
要介護4	約26,610円	約28,890円	約29,100円
要介護5	約28,140円	約30,510円	約30,720円



## 長期間の療養が必要な方のための施設

かい ごりょうよう がた いりょう し せつ

### 介護療養型医療施設 (令和6年3月末で廃止)



慢性疾患があり、病状は安定しているものの、自宅での生活は難しく、長期間の療養が必要な方が対象の施設です。

施設サービス計画に基づき、医療施設（病院）で必要な医療や介護等が受けられます。

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P.12下部「居室の違い」を参照ください。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	★従来型個室	★多床室	★ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約18,060円	約20,880円	約21,480円
要介護2	約20,850円	約23,760円	約24,390円
要介護3	約27,060円	約29,880円	約30,480円
要介護4	約29,640円	約32,550円	約33,180円
要介護5	約32,010円	約34,860円	約35,490円

## 長期療養のための医療と介護を一体的に受けられる施設

かい ご いりょういん

### 介護医療院

今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」、「看取り・終末期医療」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。（平成30年4月から）

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である方が対象で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理での介護、機能訓練等を受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

対 象	I 型介護医療院			II 型介護医療院		
	重篤な身体疾患を有する者及び合併症を有する認知症高齢者等			左記と比べて、容態は比較的安定した者		
要介護1	約25,110円	約24,750円	約24,270円	約23,700円	約23,220円	約22,890円
要介護2	約28,410円	約28,020円	約27,540円	約26,640円	約26,130円	約25,770円
要介護3	約35,640円	約35,130円	約34,590円	約32,940円	約32,400円	約31,860円
要介護4	約38,670円	約38,100円	約37,620円	約35,610円	約35,130円	約34,770円
要介護5	約41,430円	約40,830円	約40,350円	約38,010円	約37,530円	約37,200円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

## 2-3 介護予防サービス

### ※※要支援1・2の方が利用できるサービス※※

- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

#### 要支援1・2の方に対する介護予防ケアプランの作成やサービス利用の相談

かい ご よ ぼう し えん

### 介護予防支援

要支援1・2の認定を受けた方が自宅で介護予防のサービスを利用するために、地域包括支援センター(P.41)の職員等が介護予防ケアプランの作成や、サービス利用の相談を受け付けます。

★介護予防ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額介護保険で負担します。)

★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで改善したい点などあれば、担当職員等に積極的に伝えてください。また、一度作成したケアプランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感じた場合は、いつでも担当職員等に相談してください。

#### 要介護状態になることを防ぐため、自宅を訪問してもらい入浴やリハビリを受ける

かい ご よ ぼう ほう もんにゆうよくかい ご

### 介護予防訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるように入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	870円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



かい ご よ ぼう ほう もん

### 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるようリハビリテーションを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	313円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

## 要介護状態になることを防ぐため、お医者さんの指導のもと療養生活を送る

かい ご よ ぼう きょ たくりょう ようかん り し どう

## 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などに自宅を訪問してもらい、健康管理や薬の飲み方、食事などの指導を受けます。

自己負担（1割）のめやす ※同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合

医師の場合 (月2回まで)	514円	薬局の薬剤師の場合 (月4回まで)	517円
歯科医師の場合 (月2回まで)	516円	歯科衛生士等の場合 (月4回まで)	361円
医療機関の薬剤師の場合 (月2回まで)	565円		

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かい ご よ ぼう ほうもん かん ご

## 介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。

自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から 訪問する場合	20分～30分未満	389円
	30分～1時間未満	564円
訪問看護ステーションから 訪問する場合	20分～30分未満	460円
	30分～1時間未満	809円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



## 要介護状態になることを防ぐため、施設に通う

かい ご よ ぼう つうしょ

## 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、心身機能の維持回復のために日帰りでのリハビリテーションを受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	2,088円
要支援2	4,067円

※食費・日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。





## 要介護状態になることを防ぐため、短期間施設に泊まる

かいごよぼうたんきにゅうしょせいかつかいご

# 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型施設の場合】

要介護度	★従来型個室	★多床室	★ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	454円	454円	532円
要支援2	565円	565円	660円



※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途自己負担となります。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かいごよぼうたんきにゅうしょりょうようかいごいりょうがた

# 介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保険施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	★従来型個室	★多床室	★ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	585円	619円	630円
要支援2	731円	779円	793円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途自己負担となります。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

### 【居室の違い】

★従来型個室：共同生活室(リビング)を併設していない個室

★多床室：定員2人以上の個室ではない居室

★ユニット型個室・ユニット型個室的多床室：共同生活室(リビング)が併設している個室

要介護状態になることを防ぐため、特定の施設に入っている方が利用する介護サービス

かいごよぼうとくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご

## 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどで、入所している方が、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に分かれています。

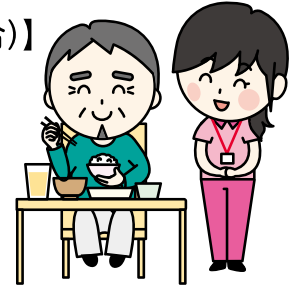
自己負担（1割）のめやす【包括型（一般型）1日につき（1日利用の場合）】

要支援1	185円	要支援2	316円
------	------	------	------

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要支援1・2の方は、介護予防サービスだけでなく、総合事業の「介護予防・生活支援サービス」を受けることができるので、

ほうもんかいご

\* 訪問介護（ホームヘルプサービス）

つうしょかいご

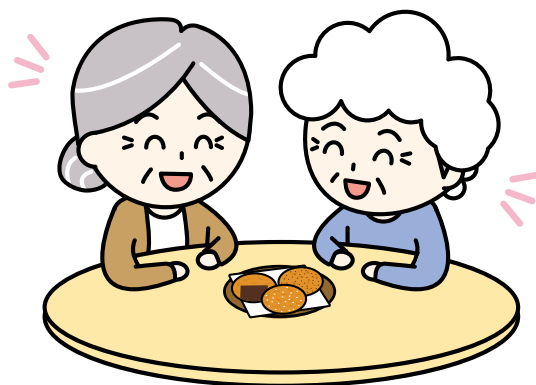
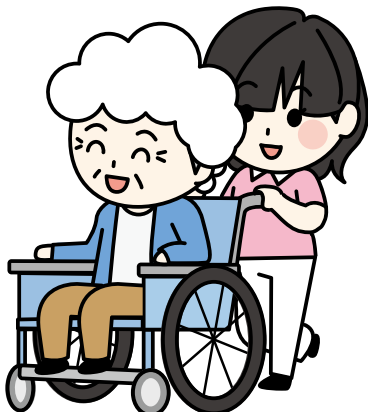
\* 通所介護（デイサービス）

をご希望の方は、P.25～P.26 をご覧ください。

その他のサービス

◆地域密着型サービス・・・・・・・・・・ P.19～

◆福祉用具貸与・購入、住宅改修・・・・ P.23・24



## 2-4 地域密着型サービス

※ ※ 住み慣れた地域で生活するためのサービス ※ ※

- ※基本的に、栃木市内にお住まいの方に限り、利用することができます。
- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。（介護費用の1割、2割又は3割の自己負担）
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

24時間対応の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

てい き じゅんかい ずい じ たいおう が た ほう もん かい ご かん ご

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護職員や看護師が一体的または密接に連携しながら定期的に巡回訪問し、日常生活上の支援が受けられます。また、通報や電話などにより、随時対応することも可能です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす  
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	5,817円	8,487円
要介護2	10,382円	13,258円
要介護3	17,238円	20,238円
要介護4	21,806円	24,948円
要介護5	26,372円	30,223円

夜間の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

や かん たいおう が た ほう もん かい ご

### 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上のお世話などを行います。

自己負担（1割）のめやす  
【基本対応の場合】

1か月	1,047円
-----	--------



- ※定期的または必要に応じてこのサービスを受ける場合は追加費用がかかります。
- ※オペレーションセンター（電話を受け付けるセンター）を設置している事業所と、設置していない事業所とでは費用が異なります。
- ※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

## 小規模な施設での通所介護サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

ちい き みっ ちゃく が た つ う し ょ か い ご

### 地域密着型通所介護

日中、利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター（日帰り介護施設）で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練などを受けられます。

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

自己負担（1割）のめやす  
【7～8時間未満利用の場合】

要介護1	761円
要介護2	900円
要介護3	1,043円
要介護4	1,185円
要介護5	1,327円

## 認知症の方に対するサービス

かい ご よ ぼう にん ち しょうたいおう が た つ う し ょ か い ご

### (介護予防・)認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担（1割）のめやす

【単独型事業所で7～8時間未満利用の場合】

要支援1	874円
要支援2	976円

要介護1	1,009円
要介護2	1,119円
要介護3	1,229円
要介護4	1,339円
要介護5	1,449円

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かい ご よ ぼう にん ち しょうたいおう が た き ょ う ど う せ い か つ か い ご

### (介護予防・)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症と診断された方が、共同で生活できる住居で、食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

【1ユニットの事業所の場合】

要支援2	771円
------	------

要介護1	775円
要介護2	812円
要介護3	835円
要介護4	852円
要介護5	870円

※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

## 通所サービスを軸に、訪問や宿泊を組み合わせたサービス

# かいごよぼう しょうきぼたきのうがたきょたくかいご (介護予防・)小規模多機能型居宅介護

利用者の希望に応じて、1つの事業所で「通いのサービス」、「宿泊サービス」、「訪問サービス」を組み合わせて利用することができます。費用は1回ごとではなく、月額定額の料金になります。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	3,497円
要支援2	7,067円

※食費、日常生活費、宿泊費は、別途自己負担となります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

要介護1	10,601円
要介護2	15,579円
要介護3	22,662円
要介護4	25,011円
要介護5	27,578円

# かんごしょうきぼたきのうがたきょたくかいご 看護小規模多機能型居宅介護

施設への「通いのサービス」を中心に、利用者の希望に応じて、自宅に来てもらう「訪問介護や看護」、施設に「泊まるサービス」を受けることができます。費用は月額定額制です。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護1	12,650円
要介護2	17,699円
要介護3	24,880円
要介護4	28,219円
要介護5	31,920円

※食費、日常生活費、宿泊費は、別途自己負担となります。

※要支援1・2の方は利用できません。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



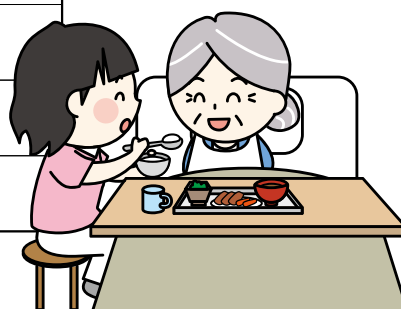
## 小規模な施設での入所者・入居者のためのサービス

ち いき みつちやくがたかい ご ろうじんふく し し せつにゆうしょしゃせい かつかい ご  
**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

定員29人以下の特別養護老人ホームで、食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練、健康管理等を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	591円	591円	671円
要介護2	661円	661円	741円
要介護3	733円	733円	815円
要介護4	803円	803円	887円
要介護5	872円	872円	956円



※食費、日常生活費、居住費は、別途自己負担となります。

※新規に入所できるのは、原則、要介護3以上の方です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ち い き みつちやくがた とくてい し せつにゆうきょしゃせい かつかい ご  
**地域密着型特定施設入居者生活介護**

介護保険の指定を受けた入居定員29人以下の小規模な介護付有料老人ホーム等で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練、健康管理等を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護1	550円
要介護2	618円
要介護3	689円
要介護4	755円
要介護5	825円

※食費、日常生活費、居住費は、  
別途自己負担となります。

※要支援1・2の方は利用できません。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、  
3割の方は3倍になります。

## 2-5 安心かつ自立した生活のためのサービス

### ＊ ＊ 自宅で生活するためのサービス ＊ ＊

※個人により負担金額は異なります。（費用の1割、2割又は3割の自己負担）

#### 自立した生活や介護者の負担を減らすために福祉用具を借りる

### かいごよぼう ふくしょうぐたいよ (介護予防・)福祉用具貸与

要介護状態になることを防ぐ、または状態が今以上進行しないよう、福祉用具をレンタルすることができます。要介護度によって利用できる用具が異なります。

- ①手すり（工事を伴わないもの）
- ②スロープ（工事を伴わないもの）
- ③歩行器 ④歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）
- ⑤車いす（自走用、介助用、普通型電動車いす）
- ⑥車いす付属品（クッション、電動補助用品等）
- ⑦特殊寝台（電動ベッド）
- ⑧特殊寝台付属品  
（サイドレール、マットレス、介助用ベルト等）
- ⑨床ずれ防止用具（エアマット等）
- ⑩体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- ⑪認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
- ⑫移動用リフト  
（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）
- ⑬自動排泄処理装置



※原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。

⑬は、尿のみを自動吸引できるものを除き、要介護4・5の方に限ります。

#### 日常生活や介護に役立つ福祉用具を購入する

### とくてい かいごよぼう ふくしょうぐこうにゅう 特定(・介護予防)福祉用具購入

排泄や入浴時に使う貸与にはなじまない福祉用具（①～⑥）を指定事業所から購入した際に、その購入にかかった費用の9割、8割又は7割が支給されます。購入費の上限は年間（4月～翌年3月まで）10万円です。

- ①腰掛便座（便座の底上げ部材を含む） ②特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- ③簡易浴槽 ④移動用リフトのつり具部分（介護を受ける方の体を包んで支えるシート）
- ⑤入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
- ⑥排泄予測支援機器

※購入時に要介護・要支援の認定を受けている方が対象です。

※保険の支給を受けるには、購入後に領収証、カタログ（写）を添付し、市高齢介護課への申請が必要です。

※指定事業所以外からの購入は、支給の対象になりませんので、ご注意ください。

## 住み慣れた住宅を改修し、より安全な生活を送る

かいごよぼう きょたくかい ごじゅうたくかいしゅう

# (介護予防・)居宅介護住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、その改修にかかった費用の9割、8割又は7割が支給されます。改修費の上限は、要介護・要支援どちらの方も20万円です。

### ◎介護保険の対象となる工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他上記の住宅改修に付帯する工事



※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

### ◎手続きの流れ

相談・検討	市の窓口（高齢介護課）やケアマネジャーに相談します。
事前申請	工事を始める前に、市の窓口にて、住宅改修が必要な理由書や申請書、見積書（原本）、平面図、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、市の審査を受けます。
工事・支払	市の審査結果を受けたのち、着工します。 改修後、工事箇所の写真を撮ります。（日付入り） 改修費用をいったん全額負担し、事業者に支払います。（償還払） ・改修費用全額を立て替えず、改修費用の1割、2割又は3割の自己負担額のみを事業者を支払う「受領委任払」という支払方法もあります。
払戻（保険支給）の手続き	全て終了したら、市の窓口にて写真や領収書等を提出し、工事が完了したことを伝えます。工事着工日、完了日も併せてご報告ください。
払戻（保険支給）	工事が介護保険の対象であると認められた場合、その改修に要した費用の9割、8割又は7割が支給されます。負担割合が1割の方の場合、保険支給の上限は18万円です。

### ◎注意事項

- ※改修工事前に、事前申請の承認を受ける必要があります。ケアマネジャーなどとよく相談して工事箇所や業者を決め、市の窓口にて申請してください。
- ※限度額の20万円以内であれば、数回に分けて申請・改修することができます。
- ※引っ越した場合や要介護度が一定程度高くなった場合、20万円の再支給を受けることができます。
- ※本人や家族などが住宅改修を行う場合は、材料の購入費が対象となります。
- ※工事業者の選択の際は、複数の業者から見積書を取るなどして、工事内容や製品の特徴（仕様・材質）、金額等について比較・検討の上、決定してください。
- ※工事業者は、見積書を作成したら本人・家族等に工事内容や製品の特徴（仕様・材質）、金額等について説明し、見積書の内容に承諾を得てください。



## 2-6 介護予防・日常生活支援総合事業

＊＊地域のニーズや実績に応じて利用できるサービス＊＊

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活支援を目的とした事業です。

### かいごよぼう せいかつしえん じぎょう 介護予防・生活支援サービス事業

#### ◆対象になる方

- ・要介護認定で要支援1・2を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方



#### 1. 訪問型サービス（ホームヘルプ）

##### ①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助（買物、調理、掃除等のお手伝い）を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	961円	1,922円	2,883円
週2回程度の利用	1,919円	3,837円	5,756円
週2回程度を超える利用	3,045円	6,090円	9,134円

※利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

##### ②訪問介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助（買物、調理、掃除等のお手伝い）や必要に応じて身体介護（食事や入浴の見守り等）を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	1,201円	2,402円	3,603円
週2回程度の利用	2,399円	4,797円	7,195円
週2回程度を超える利用	3,806円	7,611円	11,416円

※利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

#### 2. 通所型サービス（デイサービス）

##### ①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、運動やレクリエーション等を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当のサービスを利用した場合	1,357円	2,714円	4,071円
要支援2相当のサービスを利用した場合	2,781円	5,561円	8,342円

※入浴はありません。※利用内容・回数はケアプランにより決まります。

## ②通所介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、日常生活上の機能を向上させるための体操や趣味等の活動を行い、身体機能の必要に応じて、食事や入浴の提供を行います。

1 か月あたりの自己負担のめやす

	1 割負担の場合	2 割負担の場合	3 割負担の場合
要支援 1 相当のサービスを利用した場合	1,696円	3,391円	5,087円
要支援 2 相当のサービスを利用した場合	3,476円	6,952円	10,428円

※利用内容・回数はケアプランにより決まります。



## いっばんかいごよぼうじぎょう 一般介護予防事業

自立支援や要介護状態になることを防ぐための事業で、65歳以上であれば誰でも参加できます。

### ◆一般介護予防事業の対象となる方

- ・65歳以上の方
- ・65歳以上の方を支援するための活動に関わる方

### ◆事業例

事業名	内容
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及や啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	体操教室など、地域の住民が主体となって行う介護予防活動の育成や、支援を行います。

### ☆地域づくり型介護予防事業「あったかとちぎ体操」

身近な地域の人同士で交流し、楽しみながら体操を続け、筋力向上、転倒予防を目指す内容です。地域住民同士の交流を目的にしているため、団体代表の方よりお問い合わせください。地域包括支援センターより、出前講座を行わせていただき、ご希望団体の方へ必要物品を貸し出しいたします。

### ☆介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」

ご自身の介護予防・健康づくりのほか、介護予防ボランティア活動に興味のある方にお勧めです。年間を通じて講座日程が決まっています。また、地域包括支援センターによって活動状況・内容が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。(P.41)